

# 海外旅行など一時的な渡航期間中に 海外の医療機関で診療を受けた方へ

海外旅行など、一時的な渡航期間中に病期やけが等により、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けた費用に対し、医療費の一部を払い戻します。

※支給の対象となるのは、日本国内の保険診療として認められた治療に限られます。

※治療目的で渡航していた場合は、支給の対象となりません。

※帰国後の申請となり、王寺町から国外への送金はいりません。

※海外で医療費の支払をした日の翌日から数えて2年を経過すると、時効により申請ができなくなりますので、ご注意ください。

※住民票が王寺町にあっても居住実態等を調査し、王寺町に居住実態が無いと判断した場合は国民健康保険の資格を喪失しますので、支給はできません。

## ◎申請に必要な書類

- 国民健康保険被保険者証
- ~~世帯主の印鑑~~
- 世帯主名義の通帳
- 療養費支給申請書
- 診療内容明細書（月ごと、病院ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ医療機関等の証明必要）
- 領収明細書（月ごと、病院ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ医療機関等の証明必要）
- 診療内容明細書と領収明細書の日本語の翻訳文 ※翻訳者の氏名及び住所の記載が必要  
（翻訳者は被保険者本人でも可。但し、翻訳が不十分な場合は再翻訳をお願いする場合があります。）
- 領収書（現地で支払いした領収書の原本）
- 海外で治療を受けた方のパスポート（渡航記録の確認が必要なため、日本の空港の出入国審査場の「自動化ゲート」を利用するとスタンプ（認証）がないため、パスポートでは渡航記録の確認ができません。この場合は法務大臣が交付する出入（帰）国記録の写しをパスポートと一緒に提出してください。・・・お問合せ先：入国管理局
- 調査に関わる同意書（診療内容の事実確認、国民健康保険の加入要件等）・・・1年以上長期滞在が判明した場合、遡及して国民健康保険の加入資格を喪失する場合があります。

## ◎支給されるまで

- ① 申請書類を受理してから、奈良県国民健康保険団体連合会で書類を審査し、日本国内で同様の治療をした場合にかかる保険診療の範囲内で支給額を決定するため、支給までの3ヶ月程度かかります。審査中に疑義等があった場合や、高額な医療費が発生している場合はさらに時間がかかります。
- ② 海外の医療機関は日本国内の医療機関と請求金額が大きく異なることがあり、実際に支払った金額より支給される金額が大幅に少なくなる場合があります。支給額の算定の際には、支給決定日の外国為替換算レートが用いられます。
- ③ 審査により、申請内容が事実と異なる事（不正請求）が判明した場合は警察に通報する場合があります。

## ◎お問合せ

詳しくは、役場国保健康推進課 国保年金係にお問い合わせください。

TEL 0745-73-2001（内線123～127）